

自主点検表（指定居宅介護支援事業）

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>第1 基本方針</p> <p>(1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めているか。</p>	<p>法第80条第1項</p> <p>平11厚令38 第1条第1項</p> <p>平11厚令38 第1条第2項</p> <p>平11厚令38 第1条第3項</p> <p>平11厚令38 第1条第4項</p>			
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 介護支援専門員</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数であって常勤である介護支援専門員を置いているか。</p> <p>(2) (1)の員数の標準は、利用者の数が、35又はその端数を増すごとに、1となるよう努めているか。 ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。</p> <p>(3) 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。</p>	<p>法第81条第1項</p> <p>平11厚令38 第2条第1項</p> <p>平11厚令38 第2条第2項</p> <p>平11老企22第2 の2の(1)</p> <p>平11老企22第2 の2の(1)</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>2 管理者</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、介護支援専門員であるか。</p> <p>(3) 管理者は、専らその職務に従事しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。</p> <p>① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>② 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>(4) 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。</p> <p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基準第1条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得ているか。</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではないか。</p>	<p>平11厚令38 第3条第1項</p> <p>平11厚令38 第3条第2項</p> <p>平11厚令38 第3条第3項</p> <p>平11老企22 第2の2の(2)</p> <p>法第81条第2項</p> <p>平11厚令38 第4条第1項</p> <p>平11厚令38 第4条第2項</p> <p>平11厚令38 第5条</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。</p>	平11厚令38 第6条			
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	平11厚令38 第7条			
<p>5 要介護認定の申請等に係る援助</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	平11厚令38 第8条第1項 平11厚令38 第8条第2項 平11厚令38 第8条第3項			
<p>6 身分を証する書類の携行</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 介護支援専門員は、介護支援専門員証を携行しているか。</p>	平11厚令38 第9条 平11老企22 第2の3の(4)			

主眼事項及び着眼点	根拠法令	確認結果		
		適	否	該当
<p>7 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(5) 指定居宅介護支援事業者は、領収証に指定居宅介護支援について居宅要介護被保険者から支払いを受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>平11厚令38 第10条第1項</p> <p>平11厚令38 第10条第2項</p> <p>平11厚令38 第10条第3項</p> <p>法46条第7項(施行令第19条読替え規定)</p> <p>規則第78条</p>			
<p>8 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>平11厚令38 第11条</p>			
<p>9 指定居宅介護支援の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平11厚令38 第12条第1項</p> <p>平11厚令38 第12条第2項</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。</p> <p>(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>〔 地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関に働きかけていくことが望ましい。 〕</p> <p>(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第1号</p> <p>平11厚令38 第13条第2号</p> <p>平11厚令38 第13条第3号</p> <p>平11老企22 第2の3の(7)の③</p> <p>平11厚令38 第13条第4号</p> <p>平11老企22 第2の3の(7)の④</p> <p>平11厚令38 第13条第5号</p>			

主眼事項及び着眼点	根拠法令	確認結果		
		適	否	非該当
<p>(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。</p> <p>また、その課題の把握に当たっては、平成11年11月12日老企第29号の別紙4に示す項目によって行っているか。</p> <p>(7) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。</p> <p>この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を2年間保存しているか。</p> <p>(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>（ 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意。）</p>	<p>平11厚令38 第13条第6号</p> <p>平11老企22 第2の3の(7)の⑥</p> <p>平11厚令38 第13条第7号</p> <p>平11老企22 第2の3の(7)の⑦</p> <p>平11厚令38 第13条第8号</p> <p>平11老企22 第2の3の(7)の⑧</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非該当
<p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めているか。</p> <p>なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録を2年間保存しているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第9号</p> <p>平11老企22 第2の3の(7)の⑨</p>			
<p>(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>※文書による同意について、平成11年11月12日老企第29号の別紙1に示す標準様式の第1表から第3表については、①同意日②署名③押印を、第6表及び第7表については、①同意日②押印を要するものであること。</p>	<p>平11厚令38 第13条第10号</p>			
<p>(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第11号</p>			
<p>(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第12号</p>			
<p>(13) 介護支援専門員は、(12)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われているか。</p> <p>① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>平11厚令38 第13条第13号</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>(14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>① 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>② 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第14号</p>			
<p>(15) (3)から(11)までの規定は、(12)に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第15号</p>			
<p>(16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見等を求めているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第16号</p>			
<p>(17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p>	<p>平11老企22 第2の3の(7)の⑩</p> <p>平11厚令38 第13条第17号</p>			
<p>(18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（主治の医師等）の意見を求めているか。</p> <p>また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者の同意を得ている場合は、主治の医師等に対し情報提供を行っているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第18号</p> <p>平12老振24老健 93</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p>	平11厚令38 第13条第19号			
<p>(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。</p>	平11厚令38 第13条第20号			
<p>(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しているか。</p> <p>また、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。</p>	平11厚令38 第13条第21号			
<p>(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p>	平11厚令38 第13条第22号			
<p>(23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。</p>	法第80条第2項 平11厚令38 第13条第23号			
<p>(24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。</p>	平11厚令38 第13条第24号			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非該当
<p>(25) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、当該委託を受けて行う指定介護予防支援を提供する利用者の数の上限を、介護支援専門員1人につき8（指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者から、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援業務の委託を受ける件数を除く。）としているか。</p> <p>また、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第25号</p>			
<p>11 法定代理受領サービスに係る報告</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、（市町村又は）国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書（給付管理票）を、（市町村又は）国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。</p>	<p>平11厚令38 第14条第1項</p> <p>平11厚令38 第14条第2項</p>			
<p>12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>平11厚令38 第15条</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非該当
<p>13 利用者に関する市町村への通知</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平11厚令38 第16条			
<p>14 管理者の責務</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に平成11年3月31日厚生省令第38号の「第3章 運営に関する基準」の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平11厚令38 第17条第1項			
<p>15 運営規程</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 職員の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ その他運営に関する重要事項</p>	平11厚令38 第18条			

主眼事項及び着眼点	根拠法令	確認結果		
		適	否	非該当
<p>16 勤務体制の確保</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>具体的には、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。</p> <p>〔ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。〕</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平11厚令38 第19条第1項</p> <p>平11老企22 第2の3の(12)の①</p> <p>平11厚令38 第19条第2項</p> <p>平11厚令38 第19条第3項</p>			
<p>17 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p>	<p>平11厚令38 第20条</p> <p>平11老企22 第2の3の(13)の②</p>			
<p>18 従業者の健康管理</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p>	<p>平11厚令38 第21条</p>			
<p>19 掲示</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平11厚令38 第22条</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>20 秘密保持</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>平11厚令38 第23条第1項</p> <p>平11厚令38 第23条第2項</p> <p>平11厚令38 第23条第3項</p>			
<p>21 広告</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。</p>	平11厚令38 第24条			
<p>22 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>平11厚令38 第25条第1項</p> <p>平11厚令38 第25条第2項</p> <p>平11厚令38 第25条第3項</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>23 苦情処理</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>具体的には、当該指定居宅介護支援事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。</p> <p>(7) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平11厚令38 第26条第1項</p> <p>平11老企22 第2の3の(17)の④</p> <p>平11厚令38 第26条第2項</p> <p>平11老企22 第2の3の(17)の②</p> <p>平11厚令38 第26条第3項</p> <p>平11厚令38 第26条第4項</p> <p>平11厚令38 第26条第5項</p> <p>平11厚令38 第26条第6項</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非該当
<p>(8) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(7)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	平11厚令38 第26条第7項			
<p>24 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>平11厚令38 第27条第1項</p> <p>平11厚令38 第27条第2項</p> <p>平11厚令38 第27条第3項</p> <p>平11老企22 第2の3の(18)の③</p>			
<p>25 会計の区分</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p> <p>具体的な会計処理方法等については別に通知された「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」を参考として適切に行われているか。</p>	<p>平11厚令38 第28条</p> <p>平11老企22 第2の3の(19) 平12老計8</p>			
<p>26 記録の整備</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	平11厚令38 第29条第1項			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非該当
<p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 基準第13条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ 基準第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 基準第13条第13号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>③ 基準第16条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 基準第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 基準第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平11厚令38 第29条第2項</p>			
<p>第4 変更の届出等</p>	<p>法第82条</p>			
<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第133条で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第82条第1項</p>			
<p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときには、その廃止又は休止の日の1月前までに、都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第82条第2項</p>			

主眼事項及び着眼点	根拠法令	確認結果		
		適	否	非該当
<p>第5 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業に要する費用の額は、平成12年2月10日厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業に要する費用の額は、平成12年2月10日厚生省告示第22号（厚生大臣が定める1単位の単価を定める件）に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) (1)(2)により指定居宅介護支援事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 居宅介護支援費の算定</p> <p><u>居宅介護支援費は、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。</u></p> <p><u>(1) 居宅介護支援費（Ⅰ） 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数（基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（常勤換算）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が40未満である場合又は40以上の場合において、40未満の部分について算定しているか。</u></p> <p><u>(2) 居宅介護支援費（Ⅱ） 取扱件数が40以上60未満の場合において、40以上の部分(※)について算定する。</u></p> <p><u>(3) 居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱件数が60以上である場合において、40以上の部分(※)について算定する。</u></p> <p><u>※具体的な算定方法は21年報酬改定関係Q & A (vol.1) 問58を参照のこと。</u></p>	<p>法第46条第2項</p> <p>平12厚告20の一</p> <p>平12厚告20の二</p> <p>平12厚告20の三</p> <p>平12厚告20の別表イの注1</p>			

主眼事項及び着眼点	根拠法令	確認結果		
		適	否	非該当
<p>3 運営基準減算</p> <p>平成12年2月10日厚生省告示第25号の<u>35</u>（厚生労働大臣が定める基準）に定める基準に該当する場合には、運営基準減算として所定単位数所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※運営基準減算の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>① 正当な理由なく、月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していないこと。</p> <p>② 居宅サービス計画を新規に作成するに当たって並びに要介護更新認定及び要介護状態の区分変更の認定の際に、正当な理由なく、サービス担当者会議を開催していないこと。また、居宅サービス計画の<u>変更</u>に当たって、サービス担当者会議の開催又は担当者への照会を行っていないこと。</p> <p>③ 居宅サービス計画原案の内容を利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得て、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していないこと。</p> <p>④ 居宅サービス計画の実施状況を把握した後、その結果1月間以上記録していないこと。</p>	<p>平12厚告20の別表 イの注2</p>			
<p>4 特別地域居宅介護支援加算</p> <p>平成12年2月10日厚生省告示第24号（厚生労働大臣が定める地域）に定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平12厚告20の別表 イの注3</p>			
<p>5 中山間地域等における小規模事業所加算</p> <p><u>平成21年厚生労働省告示第83号の1（厚生労働大臣が定める地域）に定める地域に所在し、かつ平成12年厚生省告示第26号の58（厚生労働大臣が定める施設基準）に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u></p>	<p>平12厚告20の別表 イの注4</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非該当
<p>〔 ※厚生労働大臣が定める施設基準 1月当り実利用者数が20名以下の指定居宅介護支援事業所であること。 〕</p> <p>6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、平成21年厚生労働省告示第83号の2（厚生労働大臣が定める地域）に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>7 特定事業所集中減算 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の90を超えている場合には、1月につき200単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>8 サービス種類相互間の算定関係 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援は算定していないか。</p> <p>9 初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する利用者、及び要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合、1月につき300単位を加算しているか。 運営基準減算に該当する場合に、算定していないか。</p>	<p>平12厚告20の別表 イの注5</p> <p>平12厚告20の別表 イの注6</p> <p>平12厚告20の別表 イの注7</p> <p>平12厚告20の別表 ロの注</p>			

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 結 果		
		適	否	非 該 当
<p>10 特定事業所加算</p> <p>平成12年厚生省告示第25号の37（厚生労働大臣が定める基準）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>特定事業所加算（Ⅰ） 500単位</p> <p>特定事業所加算（Ⅱ） 300単位</p> <p>次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>※特定事業所加算の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 特定事業所加算（Ⅰ）</p> <p>①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。</p> <p>②①とは別に常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。</p> <p>③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。</p> <p>④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3から要介護5までである者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>⑥当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な者に係る指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>⑨運営基準減算、特定事業所集中減算の時用を適用を受けていないこと。</p> <p>⑩指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を行う利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1名あたり40名未満であること。</p>	平12厚告20の別表ハの注			

主眼事項及び着眼点	根拠法令	確認結果		
		適	否	非該当
<p>(2) 特定事業所加算（Ⅱ）</p> <p>①(1)の③、④、⑨、⑩の基準に適合すること。</p> <p>②常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置していること。</p> <p>③とは別に常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p>				
<p>11 医療連携加算</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合は、1月に1回を限度として150単位を加算しているか。</p>	平12厚告20の別表 二注			
<p>12 退院・退所加算</p> <p>平成12年厚生省告示第23号の52（厚生労働大臣が定める基準）に適合する場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>退院・退所加算（Ⅰ） 400単位</p> <p>退院・退所加算（Ⅱ） 600単位</p> <p>初回加算を算定する場合は、当該加算は算定していないか。</p>	平12厚告20の別表 ホ注			
<p>※厚生労働大臣が定める基準に適合する場合</p> <p>(1) 退院・退所加算（Ⅰ）</p> <p>病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所期間が30日以下であった者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。</p> <p>(2) 退院・退所加算（Ⅱ）</p> <p>上記（Ⅰ）に係る入院期間若しくは入所期間が30日を超える者について同様の調整を行った場合。</p>				

主眼事項及び着眼点	根拠法令	確認結果		
		適	否	非該当
<p>13 認知症加算</p> <p><u>日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者をいう。）に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき150単位を加算しているか。</u></p>	<p>平12厚告20の別表 へ注</p>			
<p>14 独居高齢者加算</p> <p><u>独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき150単位を加算しているか。</u></p> <p>※独居高齢者加算の取扱いについて</p> <p><u>利用者から介護支援専門員に対し、単身で居住している旨の申し立てがあった場合であって、介護支援専門員が利用者の同意を得て、当該利用者が住民票上でも単独世帯であることの確認を行っている場合に算定できるものとする。</u></p> <p><u>ただし、住民票による確認を行うことについて利用者の同意が得られなかった場合又は住民票においては単独世帯ではなかった場合であっても、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できるものとする。なお、介護支援専門員のアセスメントの結果については、居宅サービス計画等に記載する。また、少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。</u></p>	<p>平12厚告20の別表 ト注</p>			
<p>15 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</p> <p><u>利用者が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、300単位を加算しているか。</u></p> <p><u>利用開始前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定していないか。</u></p>	<p>平12厚告20の別表 子注</p>			